

資料編

用語解説

策定経過・委員名簿・市民会議名簿

諮詢・答申

下田市環境基本条例

用語解説

あ行

アダプト・ロード・プログラム

アダプトは「縁組」という意味で、地域住民や企業、学校等により、一定区の道路の美化活動や保全活動を図る取組のこと。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店・オフィス・レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

雨水浸透樹

住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる設備。地下水を涵養することにより、水害の軽減・地球温暖化の防止などといった働きを果たすことが可能であり、雨水を資源として利用できる利点もある。

エコアクション21

環境省が定めた環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインに基づく制度。環境への取組を効果的、効率的に行うことのために、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を公表するための方法が織り込まれている。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

エシカル消費

消費者それぞれにとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素(CO₂)などが温室のガラスに似た働きをし、その結果気温が上昇する。このような効果を持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

海洋プラスチックごみ防止6R県民運動

海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりがプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する静岡県による県民運動。一般的に使われる「4R」に、リターン(戻す)とリカバー(回復させる)を加えたもの。令和元年5月に発足。

外来種

もともと生息していなかった地域に、人為的に他の地域から持ち込まれた動植物のこと。

河川海岸愛護活動

各市町、河川海岸愛護団体及び地域住民等の幅広い協力を得て、河川や海岸の雑草の刈り取り、ごみや空き缶拾い等の清掃を行うこと。

合併処理浄化槽

生活によって発生する排水のうち、し尿(トイレ污水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品(①エアコン、②テレビ(プラウン管、液晶・プラズマ)、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律のこと。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減するとともに、森林などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガスを実質的にゼロにすること。

環境基準

環境基本法に基づき政府が定める環境保全上の目標。大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、地下水の汚染、騒音及びダイオキシン類について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準が設定されている。

環境基本計画(国)

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取組を長期的目標に掲げ、平成30年4月に第5次環境基本計画が閣議決定された。

環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を超えて、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。例えば、排出された窒素酸化物などの大気汚染物質、油などの水質汚濁物質、二酸化炭素などの温室効果ガスをいう。

環境マネジメントシステム(EMS)

EMS(Environmental Management System)の日本語訳で、事業者が法令等を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境の保全を進めるためのシステムのこと。具体的には、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して、④方針等を見直すという一連の手順のこと。この手順の国際的な規格として、ISO14001シリーズが発行された。

気候変動に関する政府間パネル

IPCC(intergovernmental Panel on Climate Change)の日本語訳で、国際的な専門家でつくる、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機関である。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それがない場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関にあたる世界気象機関（WMO）が1988年に共同で設立した。

京都議定書

地球温暖化対策に向けて、平成9年12月京都で開催された地球温暖化防止京都会議で採択された気候変動枠組条約の議定書であり、平成17年2月16日に発効した。主に先進国で構成される締約国に対し、平成20年～24年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成2年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。日本では、総排出量に森林等吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると5カ年平均で基準年度比8.4%減となり、目標値6%を達成した。2012年12月にカタールのドーハで開催された京都議定書第8回締約国会合（CMP8）において、京都議定書の改正案が採択された。2013年から2020年までの8年間を第2約束期間とすること、排出量を1990年の水準から少なくとも18%削減すること、新たに三フッ化窒素（NF3）が削減対象のガスに追加されること、約束期間の途中で数値目標の上乗せができることなどが盛り込まれた。日本は第2約束期間に不参加を表明したため、数値目標がない。

グリーンカーテン

ツル性植物で建物の窓辺や壁面にカーテンを作る。熱エネルギーの遮断効果や葉の気孔からの水分蒸散により、日ざしを和らげ室温の上昇を抑えるほか、騒音の低減効果があるといわれている。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。平成13年には国等によるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興にあたり、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、むしろこの機会をきっかけにサーキュラーエコノミーの実現を含めた脱炭素に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性の保全を通じて災害や感染症などに対してもよりレジリエントな社会・経済モデルへと移行する考え方。

公害

事業活動等の人の活動により、広範囲にわたって、人の健康や生活環境に被害を及ぼすもの。大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭が典型7公害といわれる。

光化学オキシダント

工場や自動車排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応を繰り返すことによって生じる酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど）の総称。気温や風速、日射量などの気象条件の影響を受け、夏期の風の弱い日差しの強い日に発生しやすい。目やのどへの刺激など人体への影響や農作物等に被害を与える。

こどもエコクラブ

環境省が、都道府県・市町村との連携のもと、平成7年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて子どもたちの地域の中での主体的な環境学習や実践活動を支援している。平成23年度からは、（財）日本環境協会が、こどもエコクラブ全国事務局として、県や市町が地方事務局となって、活動を支援している。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱・風力・地熱・バイオマスなど、自然の力で定常的に利用することができるエネルギー。

里山

人里近くにある身近な自然で、人と動植物がバランスよく暮らしていく豊かな空間のこと。

産業廃棄物

廃棄物処理法及び同政令によって定められた工場・事業場等の事業活動によって発生する廃棄物のうち、建設廃材、廃油、廃プラスチック等、法令で定められた20種類の廃棄物のこと。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するとされている。

サーキュラーエコノミー（循環型経済）

従来の「Take（資源を採掘して）」「Make（作って）」「Waste（捨てる）」というリニア（直線）型経済システムのなかで活用されることなく「廃棄」されていた製品や原材料などを新たな「資源」と捉え、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組みのことを指す。

静岡県環境基本計画

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るために、平成9年3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、平成28年3月に「改訂版第3次静岡県環境基本計画（基本目標：環境の理想郷“ふじのくに”の創造～将来世代に引き継ごう「やすらぎと活力のある社会」～）」が策定された。

（公財）静岡県グリーンバンク

公益財団法人静岡県グリーンバンクは、寄附金などの善意を「緑」に変えて、花と緑が溢れる美しい街づくりを進めている団体のこと。主な事業としては、苗木・種子・球根等の配布や緑化工事への支援などを行っている。

次世代自動車

国は運輸部門からのCO₂削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

自然公園

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園、同法に基づく条例により都道府県が指定する都道府県立自然公園の3種類の公園の総称。

自動車リサイクル法

自動車製造業者等による使用済自動車の引取りや再資源化等を適正に実施するため、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図る法律。

循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減されている社会のこと。この社会の実現には、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることが必要である。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」では、「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なもの」とされている。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、雪水熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造（BDF）、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、温度差エネルギー、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコーチェネレーション、燃料電池などがある。

森林環境税・森林環境譲与税

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成29年12月に閣議決定した。国内に住所を有する個人に対して年額千円を課税する国税。市町村において、個人住民税均等割と併せて徴収され、税収は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられる。制度の適用は、令和6年度から。森林環境譲与税は、国に一旦集められた税の全額を、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）するもの。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。

た行

脱炭素

地球温暖化の大きな要因となっている、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えようという運動のこと。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。異常現象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。平成10年10月に公布され、平成11年4月から施行されている。

地産地消

「地場生産・地場消費」を略した言葉で、「地域でとれた生産物をその地域で消費すること」をいう。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されている。

中間処理・最終処分

事業者から生じた産業廃棄物は、収集運搬→中間処理→最終処分という工程を経て処分される。産業廃棄物の大きさを小さくしたり（減容）、再利用できるものを取り分けたりすること（選別）を中間処理という。これにより、産業廃棄物の約半分が再利用可能な資源に生まれ変わる。最終処分とは、産業廃棄物を適切に処理した上で、土の中に埋め立て、海に投棄し、その場所で産業廃棄物を保管し続ける処理方法のことである。

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などが含まれる。

天然記念物

動物（消息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市町村が指定したもの。

特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（平成17年6月施行）によって規定された生物。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されている。

な行

ナラ枯れ

ナラ類やシイ・カシ類などの樹幹にカシノナガキクイムシが潜入り、ナラ菌を樹木に感染させ、菌が増殖することで、水を吸い上げる機能を阻害して枯死させる伝染病。近年、県内でも全域に広がっている。

二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となつたことで知られる。

は行

廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形又は液状のもの、と規定されている。廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。また、処理方法の区分によって可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどにも分けられる。

パリ協定

2015（平成27）年11月、フランス・パリで「COP21」が開催され、2020（令和2）年以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択された。産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°C未満に抑えることを目標とするほか、1.5°C未満を目指す努力を行うことについても言及され、目標達成のため、各国が決めた貢献案を5年ごとに更新・提出すること等が定められた。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

フロン回収破壊法

フロン類の適正な回収・破壊によるフロン類の大気中への放出を抑制するため、業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているクロロフルオロカーボン（CFC）等の3種類のフロン類を対象とし、フロン類を大気中にみだりに放出することの禁止、機器の廃棄の際のフロン類の回収・破壊を義務づけ等の措置が講じられている。

保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共的機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林法に基づいて指定された区域。保安林内においては、特別な場合を除いて都道府県知事の許可を受けなければ立木の伐採、土地の形質変更などの行為はすることができない。

ま行

森づくり県民大作戦

静岡県による、豊かな自然を守り、未来につなぐため、県や森づくり団体等が共同で進めている取組のこと。

森の力再生事業

公益性が高いにもかかわらず、社会経済状況の変化により森林所有者による整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に整備が必要な森林について、民間による持続的な管理を開始するために必要な初期整備を本事業で行うことで「森の力」を回復することを目的としている静岡県の事業のこと。

ら行

リサイクル

廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

リスクコミュニケーション

化学物質は豊かで快適な生活を支えるが、環境中に排出されることにより、人の健康や動植物に悪い影響を及ぼすおそれ（環境リスク）が生じる。化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民・産業・行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

リデュース

廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

リバーフрендシップ制度

市民や団体等がリバーフренд（川とともにだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的とした取組。

リユーズ

必要なないものを断ることを指し、スーパーのレジ袋を断りエコバッグを使う、レストランなどで割り箸を断りマイ箸を使う、などが該当する。これにより廃棄物になるものの発生を未然に防ぐことが可能となる。

リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビール瓶である。

レッドリスト・レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が昭和41年に初めて発行した。日本では平成3年に環境庁（現在の環境省）がレッドデータブックを作成、静岡県は平成16年に県版レッドデータブックを公表。

英数

BEMS

Building and Energy Management Systemの略。ビル・エネルギー管理システムと訳され、ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うシステム。

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化されるときに必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

COP21

気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称で、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指す。2015年秋に21回目の会議がパリで開催されたため、この会議をCOP21と呼ぶ。

ESCO事業

Energy Service Companyの略で、省エネルギー改修にかかる経費を改修後の光熱水費の削減分で賄う事業。省エネ改修を行う事業者にとっては、初期費用が掛からずハードルが低くなるというメリットがある反面、省エネ改修によって得られるコスト減少効果が低下する。

ESG・ESG投資

ESGとは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったもの。今日、企業の長期的な成長のためには、ESGが示す3つの観点が必要だという考え方が世界的に広まってきている。ESG投資は、従来の財務情報だけでなく、ESG要素も考慮した投資のことを指す。

ISO14001

国際規格認証機構（ISO : International Organization for Standardization）のこと。この機構が環境管理（マネジメント）の規格として、ISO14001シリーズを作成した。事業所は、環境管理を実施する際に、この規格を標準的な手法として用いることができる。また事業者は、この規格に基づいて環境管理を行っていることについて、第3者（審査登録機関）の認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができる。

NPO

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間の非営利組織」のこと。社会の様々な課題に対して、利益拡大のためではなく、その課題に関する使命の実現のために活動する組織である。

PCB

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している2.5 μm (1 μmは1mmの1千分の1) 以下の小さな粒子のこと。従来から環境基準を定めて対策を進めてきた10 μm以下の粒子である浮遊粒子状物質(SPM)よりも小さな粒子。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系の影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

PPAモデル

Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデルの略称で、電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電システムなどの発電設備の無償設置と運用・保守を行う。また同時に、PPA事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う。

PRTR制度

有害性が疑われる化学物質が、どこから、どのくらい、環境（大気・水域・土壤など）中へ排出されているか（排出量）、廃棄物などとして移動しているか（移動量）を把握し、集計・公表する仕組み。事業者の化学物質管理を促進したり、化学物質リスクコミュニケーションの基礎資料となったりして、環境中の化学物質のリスク低減を目的とする。

SDGs

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

2030アジェンダ

正式名称は「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」といい、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際社会共通の目標。

4R

基本的なごみ減量化の取組である3Rにプラスして、リフューズ（Refuse：断る）を加えたもの。より一層のごみ削減のため、ごみになるものはできるだけ元から断つという意味があり、順番としてはリフューズ→リデュース→リユース→リサイクルとなる。

策定経過

年度	月日	行事等	内容
令和 2年度	7/17～8/2	アンケート調査	市民、事業所、中学生を対象にアンケート調査
	2/25	環境審議会	環境基本計画（諮問）
令和 3年度	8/23	第1回府内検討委員会（作業部会）	各分野の取組内容の確認
	11/15	第1回府内検討委員会	計画内容の確認
	12/14	第2回府内検討委員会（作業部会）	各分野の取組内容の確認
	12/14	環境審議会	経過報告、基本計画案審議
	12/23	第1回市民会議	課題の抽出
	1/7	第2回市民会議	課題の解決方法
	1/13	第2回府内検討委員会	計画内容の確認
	1/18～2/16	パブリックコメント	意見の募集
	2/17	環境審議会	基本計画案最終審議 答申案審議
	3/1	市長への答申	

環境審議会委員名簿

氏名	所属等	備考
大川 富久	前審議会委員	会長
藤井 和弘	前審議会委員	副会長
浅川 弘	市民代表	
河井 恵美子	市民代表	
佐々木 純一	市民代表	
佐藤 清岳	伊豆太陽農業協同組合	
鈴野 真美	下田市女性の会	
高橋 忍	前審議会委員	
津曲 理香	マックスバリュ東海（株）下田銀座店	
原田 裕美	下田市女性の会	
藤井 建彦	文化財保護審議会委員	
渡邊 洋之	下田市区長会長	

(五十音順、敬称略)

市民会議参加者名簿

池谷いづみ	黒須 善朗	田中 英史
辻村 徳和	土屋 範夫	ニックス弘子
廣井 小枝子	山梨 修	

(五十音順、敬称略)

下環環第29号
令和3年2月25日

下田市環境審議会
会長 大川富久様

下田市長 松木正一郎

第2次下田市環境基本計画について（諮問）

第2次下田市環境基本計画について、下田市環境基本条例（平成13年12月17日条例第22号）第9条第3項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

（諮問理由）

私たちのふるさと下田市は、美しい自然と、数々の誇りある歴史に裏打ちされた恵み豊かなまちです。将来にわたって自然と人が共生できるまちの実現を目指すため、平成13年12月に下田市環境基本条例を制定し、平成24年3月に「下田市環境基本計画」を策定しました。

現在の計画は、令和3年度で計画期間を満了することから、令和4年度以降の次期計画を本年度から策定することとしました。

本市で策定します環境基本計画は、本市環境基本条例第9条に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

つきましては、第2次下田市環境基本計画の策定について、貴審議会にご意見を賜りたく諮問するものです。

令和4年3月1日

下田市長 松木正一郎 様

下田市環境審議会
会長 大川富久

第2次下田市環境基本計画の策定について（答申）

令和3年2月25日付け下環環第29号にて諮問のあった第2次下田市環境基本計画の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 第2次下田市環境基本計画（案）別紙のとおり
- 2 下田市環境基本計画の基本理念を踏まえ、目指すべき将来都市像「時代の流れを力に つながる下田 新しい未来」の実現に向け、市民・事業者・市が協働・連携して取り組むことにより、総合的かつ効果的に実施するよう努めること。
- 3 多岐にわたる施策が多くあるため、計画の推進に当たっては関係部署による連携など全庁的な体制で臨み、目標値の達成に向けて取り組むこと。
- 4 環境問題の深刻化を鑑み、施策の推進に当たっては国や県の動向を注視し、新たな施策は臨機応変に対応すること。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画（第9条）

第2節 市が講ずる施策（第10条—第25条）

第3章 環境審議会（第26条—第32条）

第4章 雜則（第33条）

附則

前文

私たちのふるさと下田市は、太平洋と天城山から連なる山並みに抱かれ、青い海、白い砂浜、緑の森が溢れる美しい自然と、幕末開港をはじめとする数々の誇りある歴史に裏打ちされた恵み豊かなまちであります。この素晴らしい財産は、市民生活の重要な基盤であるとともに、訪れる人々を心豊かにさせ、観光を中心とする当市の産業の礎となっています。

しかし、近年の大量生産・大量消費の社会活動の結果、私たちは、経済的・物質的な豊かさや利便性の享受と引き替えに、自然・環境という大切な財産を失いつつあります。

「経済の20世紀」から「環境と文化を基調とする21世紀」へと大きく転換しつつある時代の中で、私たちは、今までのように自然の恩恵を受けるだけでなく、自然と人が共生する環境を次世代に引き継いでいるよう努める責務があるのではないでしょうか。環境への負荷を与えていたり生活様式や社会・経済構造の在り方を見直すとともに、さらには地球規模での環境の保全及び創造に向けて行動しなければならないのです。

今ここに、市、市民、事業者、さらには滞在者が協力して、この素晴らしい自然・環境の保全及び創造に努め、将来にわたって自然と人が共生できるまちの実現を目指すため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、下田市の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ快適な生活を営む上で欠くことのできない健全でめぐみ豊かな環境の恵沢を享受するとともに良好で快適な環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に環境への負荷を低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを旨として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境に恵まれた本市の地域特性を生かし、自然と人との共生を確保することを旨とし行われなければならない。

4 地球環境の保全及び創造は、地域における事業活動や日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、自ら環境への負荷の低減に率先して努めるとともに、市民、事業者及び滞在者等（以下「市民等」という。）が行う環境の保全及び創造に関する活動に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境を適正に保全するため、自然環境の破壊の防止に努めるほか、植生の回復、緑地の造成その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 旅行者その他本市に滞在又は通過する者は、基本理念にのっとり、その滞在等に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(環境の状況等の公表)

第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況を毎年公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ下田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 市が講ずる施策

(市の施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為その他の環境の保全上の支障を生じ、又は及ぼす恐れのあると認められる行為に関し、関係行政機関と協議のうえ、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を減低させるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第14条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及びその他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の環境の保全及び創造のための公共的施設の整備並びに自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない社会の構築に向け、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等に、努めるものとする。

(水資源等の保全)

第16条 市は、河川及び海域等における良好で健全な水質等の水環境の保全に努めるとともに、水道水源その他の水資源の安全性の確保に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、良好で健全な水資源を確保するため、大気、森林及び土壤等の保全に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興により市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民等が自発的に行う生活排水の浄化、再生資源に係る回収、地域の緑化、希少動植物の保護その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の教育学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利権益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、必要な調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(公害等の処理等)

第22条 市は、公害その他の環境保全上の支障となる事象について、国、県及びその他の地方公共団体と協力し、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(国、県等との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国、県及びその他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第24条 市は、地球環境の保全に資するため、国、県及びその他の地方公共団体と協力して、地球環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(実効性の確保)

第25条 市長は、この条例の基本理念に著しく反する行為について、下田市環境審議会の同意を得て、当該行為者に対して必要な措置を講ずることができる。

第3章 環境審議会

(設置)

第26条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、下田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する基本的事項
- (2) 公害防止に関する基本的事項
- (3) ごみの減量化等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項
(組織等)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

3 前項第1号に定める者については、公募によるものとする。

(委員の任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第31条 会長は、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

第4章 雜則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(下田市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止)

2 下田市廃棄物減量等推進審議会条例(平成4年下田市条例第21号)は、廃止する。

3 下田市公害対策審議会条例(昭和44年下田市条例第34号)は、廃止する。



